



大阪労働局発表
平成30年11月1日

大阪労働局 労働基準部 賃金課
電話 06-6949-6502

報道関係者 各位

平成30年度 最低賃金の改定について

～大阪府のすべての最低賃金が決まりました～

大阪労働局(局長 井上 真)は、本日の塗料製造業及び自動車・同附属品製造業の改正決定(官報 公示)をもって、大阪府内の事業場に適用される、すべての最低賃金の改定手続を終了しました。

最低賃金の改定内容等は、下記のとおりです。

なお、先に決定した大阪府最低賃金のほか、特定最低賃金についても、今後、関係団体等に広く周知を図ることとしています。

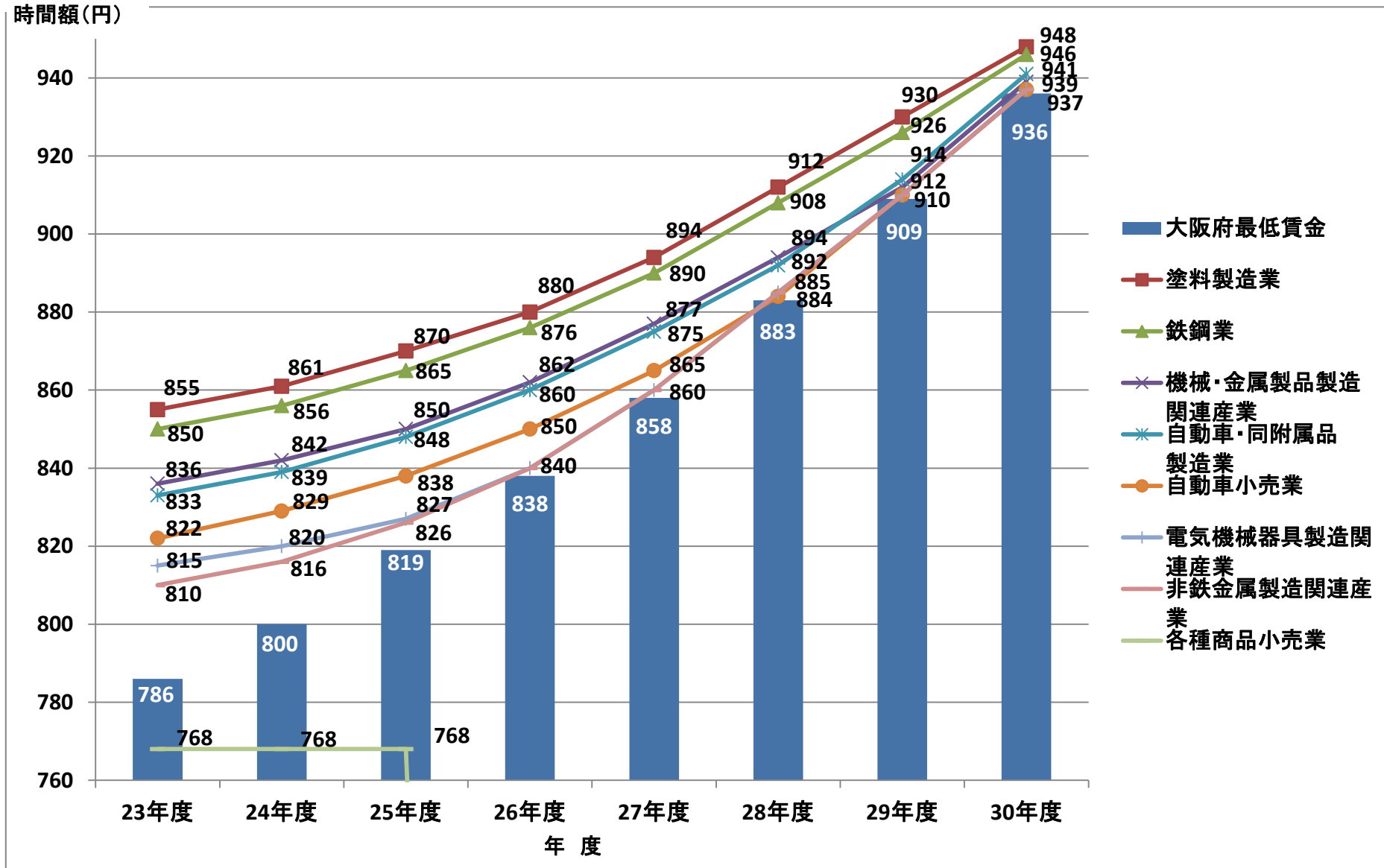
記

業 種		時間額 (円)	引上額(円) (対前年)	引上率(%) (対前年)	改正決定日 (官報公示日)	発効日
特 定 最 低 賃 金	塗 料 製 造 業	948	18	1.94	平成30年11月1日	平成30年12月1日
	【機械・金属製品製造関連産業】 はん用機械器具製造業、生産用機 械器具製造業、業務用機械器具製 造業、暖房・調理等装置、配管工事 用附属品、金属線製品製造業、船舶 製造・修理業、船用機関製造業	939	27	2.96	平成30年10月25日	
	【電気機械器具製造関連産業】 電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器 具製造業	937	27	2.97	平成30年10月30日	
	鉄 鋼 業	946	20	2.16	平成30年10月31日	
	自 動 車 ・ 同 附 属 品 製 造 業	941	27	2.95	平成30年11月1日	
	自 動 車 小 売 業	937	27	2.97	平成30年10月29日	
	【非鉄金属製造関連産業】 非鉄金属・同合金圧延業、電 線・ケーブル製造業	937	27	2.97	平成30年10月29日	
大阪府最低賃金		936	27	2.97	平成30年8月30日	平成30年10月1日

大阪府最低賃金額及び特定最低賃金額の推移

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
大阪府最低賃金	786	800	819	838	858	883	909	936
塗料製造業	855	861	870	880	894	912	930	948
鉄鋼業	850	856	865	876	890	908	926	946
機械・金属製品製造 関連産業	836	842	850	862	877	894	912	939
自動車・同附属品 製造業	833	839	848	860	875	892	914	941
自動車小売業	822	829	838	850	865	884	910	937
電気機械器具製造関連産業	815	820	827	840	860	885	910	937
非鉄金属製造関連産業	810	816	826	840	860	885	910	937
各種商品小売業	改定なし (768)	改定なし (768)	改定なし (768)	廃止	—	—	—	—

大阪府最低賃金額及び特定最低賃金額の推移(グラフ)



最低賃金制度について

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

【最低賃金の種類】

最低賃金には、以下のとおり地域別最低賃金及び特定最低賃金の2種類があります。

なお、地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が同時に適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

①地域別最低賃金（大阪府の場合は、「大阪府最低賃金」）

地域別最低賃金は、各都道府県ごとに1つずつ定められおり、産業や職種にかかわらず、各都道府県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

②特定最低賃金

特定最低賃金は、関係労使が地域別最低賃金より高い額の最低賃金を定めることが必要と認める特定の産業について、当該産業の基幹的労働者を対象として、各都道府県ごとに設定され、金額が定められています（年齢、業務内容等による適用除外あり。）。

（参考）大阪府においては、

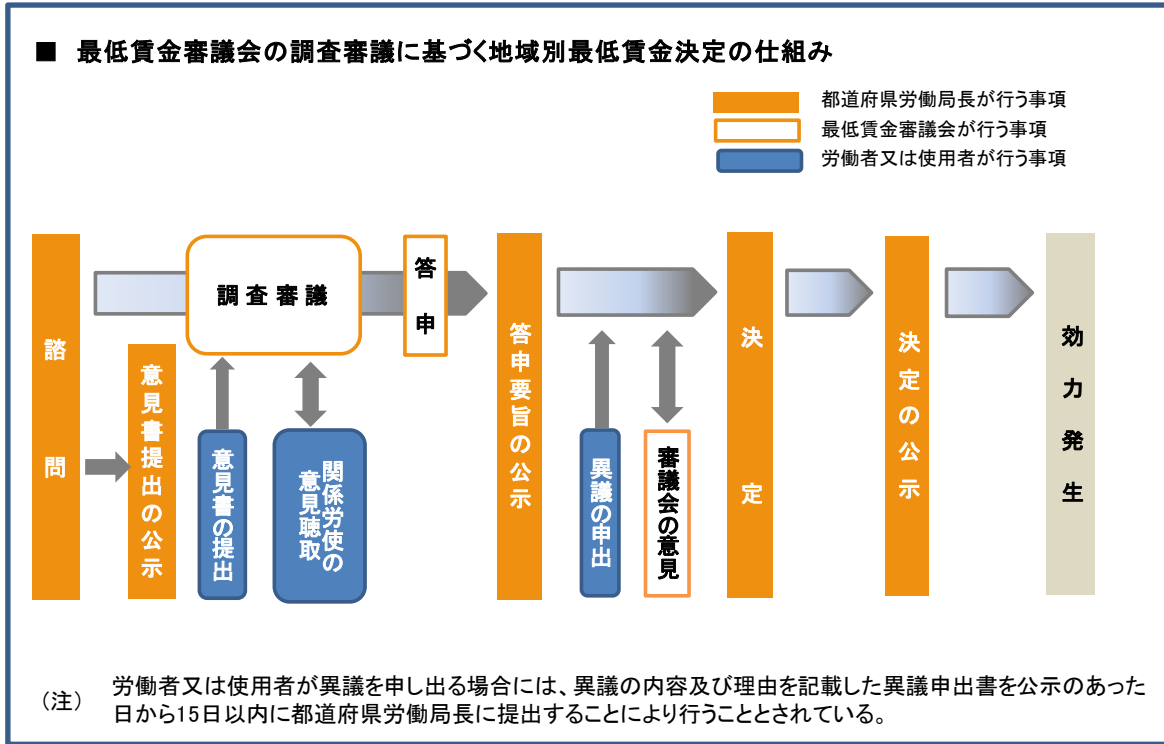
- 塗料製造業
- 機械・金属製品製造関連産業
- 電気機械器具製造関連産業
- 鉄鋼業
- 自動車・同附属品製造業
- 自動車小売業
- 非鉄金属製造関連産業

の7つの特定の産業について、最低賃金が定められています。

なお、各種商品小売業の最低賃金は、平成26年9月28日をもって廃止されました。

地域別最低賃金及び特定最低賃金審議の流れ

○地域別最低賃金は、全国的な整合性を図るため、毎年、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対し、金額改定のための引上げ額の目安が提示され、地方最低賃金審議会では、その目安を参考にしながら地域の実情に応じた地域別最低賃金額の改正のための審議を行います。



○特定最低賃金は、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会が必要と認めた場合、最低賃金審議会の調査審議を経て決定されます。

